

(参考様式 1 - 2)

事前点検シート

ふりがな	はままつし	ふりがな	はままつしゆうとうあさばちくかつせいかけいかく
計画主体名	浜松市	活性化計画名	浜松市雄踏浅羽地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和6年度～令和7年度 令和6年度～令和7年度	総事業費(交付金)	450,361千円(122,663千円)
活性化計画目標	農林水産物等の販売・加工促進 交流人口の増加 63,445人増(3年平均) 地域産物の販売額の増加 60,923千円増(3年平均) イベントの開催 4回増	事業活用活性化計画目標	農林水産物等の販売・加工促進 交流人口の増加 63,445人増(3年平均) 地域産物の販売額の増加 60,923千円増(3年平均) イベントの開催 4回増

計画主体 確認の日付	年 月 日	農林水産省 確認の日付	年 月 日
------------	-------	-------------	-------

1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	○		浜名湖に面し、他の施設や観光資源である伝統漁法「たきや漁」の拠点があり、当該事業を利用し整備することによって更に地域間交流を促進する基盤が整えられ適合と判断している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか。	○		当該地区の交付対象事業は、「交流対策事業」の地域連携販売力強化施設であり、事業活用活性化計画目標は「農林水産物等の販売・加工促進」、評価指標は「交流人口の増加」「地域産物の販売額の増加」としており、整合性が取れている。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○		活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標は同じ「農林水産物等の販売・加工促進」であり、評価指標は「交流人口の増加」「地域産物の販売額の増加」としていることから、整合性が取れている。

				る。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○		無。平成 22 年度、静岡県・浜松市を実施主体とし、天竜区活性化計画を実施、目標達成し完了。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	○		<p>浜松市総合計画基本計画「浜松市未来ビジョン第 1 次推進プラン」(2015～2024 年)で以下のとおり記載しており、基本計画との連携が図られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市経営の考え方の 1 つとして「市民協働で高める地域力」を位置づけ ・分野別計画「産業経済」の基本政策「作業から経営に！変革を遂げる農林水産業」において、チャレンジプロジェクトとして「農林水産業と地域の観光産業の融合により、自然、文化、人々との交流を楽しむグリーンツーリズムを推進する」を記載 <p><参考 URL> https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kikaku/totalplan2015/index.html</p>
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等との話し合いの検討状況（開催日、出席者、検討結果等）が分かる資料が添付されているか。	○		<p>R4 年 2 月 22 日 浜名漁業協同組合代表理事組合長に説明、了承済み。</p> <p>浜松市雄踏浅羽地区活性化計画（よらっせ再整備）に向け、協議会を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ●R5. 9. 27 第 1 回浜松市雄踏地区活性化計画協議会 ●第 2 回協議会を開催予定であったが、意見少数のため意見書の回答について R5. 12. 14 付、紙文書で送付 <p>活性化区域内の地域住民に対し、浜松市雄踏浅羽地区活性化計画（よらっせ再整備）に係る説明会を 3 回開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ●R5. 11. 6 浜名商工会女性部雄踏支部 3 名出席（うち女性 3 名）

				<p>●R5. 11. 7 らびりんすゆうとう説明会 5 名出席 (うち女性 3 名)</p> <p>●R5. 11. 14 すずめの会説明会 13 名出席 (うち女性 13 名)</p> <p>その他、</p> <p>●R5. 10. 11 浜松市西区協議会 25 名出席 (うち女性 11 名)</p> <p>●R5. 11. 19 西区まちづくり協議会茶話会 67 名出席 (うち女性 9 名)</p> <p>上記会議で検討された内容、挙げられた意見等を基に活性化計画及び事業実施計画を作成している。</p>
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	○		<p>活性化区域内の地域住民に対し、3 回説明会を開催し、延べ出席者 21 人のうち女性出席者は 19 人で割合は 90. 1%であった。</p> <p>その他事業実施主体のよらっせ Y U T O 事業協同組合の理事に女性の名が連ねている。また販売施設運営スタッフほぼ全員が女性である。</p>
1-5	事業の推進体制は確立されているか。	○		<p>活性化計画等に位置づけられている事業のため、計画主体、事業実施主体及び関係漁業・観光者等の代表で雄踏地区活性化計画協議会を設立し、事業の推進体制が確立されている。</p>
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか (発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要)。	○		<p>活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標は、ともに「農林水産物等の販売・促進」としており、事業内容はこれらの目標を達成するために、本地域の主要産物である水産物直売所を建設するものであることから、整合性が確保されている。</p>
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか (発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要)。	—		<p>定住促進を目標と定めていないため該当なし。</p>
1-7	計画期間・実施期間は適切か。	○		<p>浜松市雄踏浅羽地区活性化計画では計画期間及び事業実施期間を令和 6 年度から令和 7 年度までの 2 年間としている。事業実施に当たっては、令和 6 年度に実施設計を行い、令和 7 年度に建築工</p>

				事を予定しており、事業実施機関の2年間は適切である。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか。	○		施設用地が市有地であるため、事業実施が決定した際には、市有地の貸付の手続きをとることを市と事業実施主体であるよらっせYUTO 事業協同組合で事前協議を了している。また、施設の整備に当たっては、建築基準法に基づき建築確認申請を建築主事もしくは指定確認検査機関に行い、許認可後に着手する。
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か。	○		総事業費：450,361,400円 交付要望額：122,663,000円 交付限度額：交付対象事業費245,327,273円（延床面積530㎡×29万円＋付帯施設に要する費用116,160,000）÷1.1×交付額算定交付率0.5=122,663,000円（千円未満切捨） 交付要望額は交付限度額の範囲となっている。
1-10	活性化計画区域の設定は適切か（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○		活性化区域は、漁業集落「浅羽地区」と一致しており、大半は市街化調整区域である。（一部市街化区域有。）浅羽地区全体面積1,044,000㎡のうち市街化調整区域が798,782㎡（76.5%）を占めており、ガイドライン第三地域3に、漁業集落については市街化区域が含まれる場合も認められているため適切である。

2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	○		事業実施主体を新たに設立して推進する計画であり、実施中もしくは切り替えて行うものではない。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか。	○		市の土木・建築部門が構造検査に関わることにより、公共事業と同等の安全性の確保、検査体制の確保をする見込みがあると判断している。実施設計は事業1年目に行う予定である。

	るか。			
	<p>実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の地域資源活用交流促進施設、㉕の地域連携販売力強化施設、㉖の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉗の教養文化・知識習得施設、㉘の地域資源活用起業支援施設及び㉙の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。</p>	○		実施要領別記3別表2の事業メニュー㉕の地域連携販売力強化施設に該当するが、可能な限り内装の木質化を予定している。
	<p>木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか。</p>	—		軽量鉄骨プレハブ造を採用予定のため該当なし。
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別記3に定める基準を満たしているか。	—		新築のため該当なし。
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	○		<p>交付対象とする施設の耐用年数は、別表第1機械及び装置以外の有形原価償却資産の耐用年数表から、</p> <p>①建物：27年（金属造のもの→店舗用・住宅用のもの→3mmを超え、4mm以下のもの）</p> <p>②建物付属設備：15年（電気設備（照明設備を含む。）→その他もの）</p> <p>③建物付属設備：13年（冷房、暖房、通風、またはボイラ→冷暖房設備（冷凍機の出力が22キロワット以下のもの）</p> <p>④建物付属設備：15年（給排水又は衛生設備及びガス設備）</p> <p>⑤構築物：10年（アスファルト舗装、囲障工）</p>
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか。			

	費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業）費用対効果算定要領（令和4年4月1日付け3農振第3018号）により適切に行われているか）（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）	○		農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業）費用対効果算定要領に基づき、年効果額を第4の5の（1）農林水産物販売促進効果などにより算定。年効果額は45,410,000円、総合耐用年数は15.1年、還元率は0.0895、妥当投資額は507,376,000円、廃用損失額は0円、投資効率は1.23である。
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○		投資効率=1.23である。
	実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓自然・資源活用施設の整備については、温室効果ガス排出量の削減目標が適切に設定されているか。	—		該当なし。
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領別記3に定める要件等を満たしているか。	○		実施要領別記3の別表2における交付対象事業は「地域資源活用総合交流促進施設」、事業メニューは「㉔地域連携販売力強化施設」、要件類別は「交流対策事業」である。 実施要領別記3別表3に示す要件類別要件類別ごとの要件等における事業内容は、2の第3「都市と漁村の共生・対流の促進、環境への配慮等の漁村地域の活性化を図るために必要な施設等の整備」であり、地域内外の相互連携における水産物等の販売力の強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売促進（販売・貯蔵・食材提供用）施設及びこれらの附帯施設の整備である。 対象地域は、漁業センサスの対象となっている漁業集落「浅羽」であり、事業実施主体は、中小企業等協同組合に該当する「よらっせYUTO事業協同組合」である。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか。	○		個人に対する交付ではない。中小企業等協同組合法に基づくよらっせYUTO事業協同組合に交付する。また目的外使用のおそれもない。

2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か。		
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか。	○	現状の入込客数の状況を把握したうえで、今後の見込みについては、今回の施設整備や駐車場の拡張を行うことで客数の増加を見込んでいる。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○	<p>近隣2市において水産物を取り扱う産直施設は2施設が存在する。</p> <p>①湖西市「道の駅 潮見坂」：直線距離*約10km、車で約22分（事業主体：湖西市）</p> <p>②御前崎市「道の駅 風のマルシェ」：直線距離*44.6km、車で約1時間（事業主体：御前崎市）</p> <p>*中部地方農政局道路設計要領第3章3-6 休息施設によると、施設が分担する区間延長は概ね「道の駅」では10km~20kmと記載がある。</p> <p>住民の生活圏や距離等を考慮すると、この2施設の利用客や出荷者について、当市で整備する水産物直売所と競合する可能性は低いと思われる。</p> <p>【「よらっせYUTO」再整備計画P3参照】</p>
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか。	○	<p>全世代を対象とし、年間を通じてイベント等を企画して閑散期がないように総合的に検討している。</p> <p>【別添資料：「よらっせYUTO」再整備計画】</p>
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか。	○	<p>施設等の規模について近隣の3市及び市内農林水産物の種類・数量等により算出。設置場所について、住民の利便性、観光客の集客力、用地確保の確実性などを考慮し決定。また、地元の農林水産物又は加工物を集約・販売することをメインとし、それ以外の物品の販売や食事の提供については他の民営施設に任せ、役割分担・連携することにより、地域経済の活性化に努める。</p> <p>【別添資料：「よらっせYUTO」再整備計画】</p>
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか。	○	<p>広報・宣伝計画として、利用客からのアンケートなどを通じてニーズを集め、ホームページやSNS、口コミを活用して広報、宣伝して集客力を高めていくこととしている。また、経営戦略として、本事業により整備する施設は「浜名湖うなぎ」、「たきや漁」</p>

				<p>等浜名湖をテーマに据えた観光施設が隣接していることから、地域としての知名度、魅力向上のため、これらの施設と連携して集客・誘客に努めることとしている。</p> <p>【別添資料：「よらっせYUTO」再整備計画】</p>
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか。	○		<p>販売施設運営スタッフのほぼ全員が女性である。既存施設の運営主体「株式会社亀崎」は女性が代表取締役を務めてきた。</p> <p>※2022年3月に代表取締役退任、取締役留任</p> <p>事業実施主体のよらっせYUTO事業協同組合の理事に女性の名連ねている。また、販売施設運営スタッフほぼ全員が女性である。</p> <p>女性店内スタッフの意見交換会、地元婦人会座談会を今後予定（店内スタッフとの意見交換は実施、了承済）</p> <p>●協議会名簿と運営スタッフ名簿を添付</p>
2-10	事業費積算等は適正か。			
	過大な積算としていないか。	○		<p>過大な積算ではない。</p> <p>市の土木・建築部門が構造検査に関わることにより、公共事業と同等の安全性の確保、検査体制の確保をする見込みはありと判断している。</p>
	建設・整備コストの低減に努めているか。	○		<p>既に基本計画が完了し、施設規模・構造等から概算費用を算出しているため、妥当な積算である。なお、施設規模については、既存施設の規模及び利用客の増加目標を踏まえた規模としている。</p>
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）。	○		<p>附帯施設は、駐車場やフェンスとしており、適正である。</p>
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）。	—		<p>備品は、交付対象にしていない。</p>
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か。	○		<p>浜松市中心部、舘山寺温泉、弁天島温泉等を結ぶ幹線道路に面し、周辺にホテル、キャンプ場がある。また、漁港、魚市場から</p>

				<p>近く、伝統漁法「たきや漁」の拠点に至近であり漁業者の利便性が高いため、集客効果が期待できる。</p> <p><参考 URL></p> <p>https://www.youtube.com/watch?v=NQGPIAj5AFI&t=68s</p>
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか。	○		<p>用地は、令和 5 年度より浜松市西區区振興課及び同区まちづくり推進課より財産移管を受け浜松市農業水産課の普通財産となっており、事業実施主体であるよらっせ YUTO 事業協同組合は、浜松市農業水産課より土地の有償貸与を受けることを了している。</p> <p>●土地台帳の写しを添付</p>
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別記 3 に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか。	—		該当なし
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か。			
	<p>交付要綱別紙 19 別表 2 の (1) 生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 2890 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 のⅡのⅡ-1 の第 2 の 4 の (2) 事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか。</p>	—		該当なし
	整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 m ² 以内か（既存施設は除く）。	○		施設の延床面積は、530m ² であり、1,500 m ² 以内である。なお、付帯施設の駐車場は、約 4,000m ² としている。
	施設の上限事業費は、延べ床面積 1 m ² 当たり 29 万円以内であるか（既存施設については、1,500 m ² 以内の交付算定額となっているか）。	○		施設の延床面積 1 m ² 当たりの事業費は、303,854,454 円÷延床面積 530 m ² =573 千円/m ² であり、29 万円を超える超過額については、よらっせ YUTO 事業協同組合で負担する。
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっ			

	ているか。			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか。	○		浜名湖の水産物を核とし、遠州灘（外洋）の水産物を取り扱うほか、農産物販売においては、市内外から魅力ある商品を買っている。 <参考URL> https://hamamatsu-lab.jp/life/2363.html
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか。	○		漁協が開設する魚市場で幅広く仕入れを行う同様の施設は他にない。
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか。	○		浜名湖の水産物は、バリリエーションも豊富であり、年間を通して供給が可能である。
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか。	○		うなぎや牡蠣の調理を伴う対面販売を充実させる計画である。現状主要スタッフはすべて女性であり、事業の実施によりさらに多様な役割での女性参画も見込まれる。
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む。）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。	○		<ul style="list-style-type: none"> ・「自己資金により整備することとし、組合の総会において承認済みである。 ・起債計画に関して十分検討・調整を行っている。 ・制度資金の資金計画について、地元融資機関 遠州信用金庫と十分検討・調整を行っている。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か。	○		公共事業に準じ、制限付一般競争入札とする予定。参加資格の地域要件として、西区を設定する。（浜松市調達方針 1,000万円以上 建築工事、地域要件①市内全域②準市内③市外を参考）
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか。			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）。	○		浜松市において、浜松市公共施設等総合管理計画を制定しており、よらっせ YUTO もこれに従って維持管理を行うとともに、減価償却費等を内部留保することによって更新に備える。また、維持管理費に関しては収支計画に計上し適切に行う。 【別添資料：浜松市公共施設等総合管理計画】
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、	○		収支計画は別紙のとおり。また、令和5年12月に中小企業診断士の資格を持つ者に経営診断を依頼しており、当事業が適正である

	事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか。			ことを確認している。 【別添資料：経営診断報告書】
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか。	—		他の事業との合体施策ではない。
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）。	—		他の事業への重複申請（予定も含む。）はない。
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか。	—		生産振興を主たる目的とする施設整備等ではない
2-22	他の施策（強い農業づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか。	—		他の施策（強い農業づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではない
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第 2921 号農林水産省農村振興局長通知）別記3の別紙2（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）。	○		区分9「女性の能力の積極的な活用」への取組 よらっせ YUTO 事業協同組合創立総会・理事会議事録、協議会名簿、運営スタッフ名簿を添付

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。